

2002年
夏号

事務所だより

カツとび

発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 左近允寛久
〒271-0092
千葉県松戸市松1丁目1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313㈹
FAX 047-367-1319

暑中お見舞い申し上げます



伝馬船を曳くポンポン船(昭和45年頃の荒川) 撮影 石坂満さん

暑い暑い夏、原爆で焼かれた人々の人
生を思います。戦争がもたらすむごろと
悲惨を思います。

二度と人間を破壊し、文化を破壊する
戦争をしないと誓い、世界平和の確立に
向けて厳しくも明るい一步を歩むと誓つ
たわが国が、今、「有事法制」確立を急
いでいます。

わが国は、二度と、国民を犠牲にし、
他国や他国の人々を、踏みにじるむごろさ
に手を貸してはなりません。

私達は、有事法案の絶対阻止を訴えま
す。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田孝代

弁護士

及川智志

弁護士

福富美穂子

弁護士

左近允寛久

事務局長

事務局員一同

ごあいさつ



銀座を走る自衛隊の装甲車

先の、国会では有事法
制が審議され、法案は繼
続審議となりました。こ
れは、憲法の平和原則に
完全に違反しているだけ

ではなく、政府の一存で
戦争に国民を巻き込む
恐るべき法案です。しかし
し、「備えあれば憂いなし」と
と言われると、そう

有事法制 誰のため?

弁護士
左近・允 寛久

Q. 国民の協力が必要な
のは例外的なでは?

かも、と思う人も多いの
では? そこで、今回はそ
の疑問にお答えしたいと
思います。

今回の有事法制では、
「国民の協力義務」が明
確に定められ、物資保管
命令違反には罰則が課さ
れるようになりました。これ
は皆さんにとって人ごとでは
ありません。有事=戦争では、民間の
協力は例外的なことでは
なく、戦争遂行にとって
不可欠なことなのです。

例えば、自衛隊は現在
トラックを全国で800
台しか持っていません。
戦争に必要な大規模な兵
隊や物資の輸送は民間の
協力なしにできないこと
は明らかです。

Q. 本当に外國が攻めて
くることはないの?

さらに、自衛隊が陣地
が欲しいと思えば、土地
所有者の承諾なしにどこ
でも陣地構築できること
になるのです。

また、今回の有事法制
では、罰則は一つしかな
いものの、政府は、今後どん
どん増えていくでしょう。
有事法制は速い出来事
ではなく、まさに直接皆
さんの生活に影響するこ
とのです。

Q. 本当に外國が攻めて
くることはないの?

有事法制は速い出来事
ではなく、まさに直接皆
さんの生活に影響するこ
とのです。

Q. 本当に外國が攻めて
くることはないの?

言いました。

ある軍事研究では、外
国の軍隊が日本に攻め込
んでくる可能性はほとん
どないとの結論が出たそ
うです。

政府がその脅威を煽っ
ている北朝鮮も、現在、
沖縄県と同等の国民被生
産しかなく、旧式の武器
しか持たない軍隊は、そ
の割が韓国との国境に
張り付いており、残りは
国内に展開していく、日
本に軍事力を向ける余裕
がない」と明

Q. テロや不審船対策は
必要ないの?

このように、現実には
日本に対する軍事的侵攻
の可能性はありません。

Q. テロや不審船対策は
必要ないの?

実は、今回の有事法制
をとおすための嘘でしか
ありません。

Q. それでも何となく不
安だから一応あつた方が
いいのでは?

有事法制をテロや不審
船対策というのは、法案
をとおすための嘘でしか
ありません。

Q. それでも何となく不
安だから一応あつた方が
いいのでは?

小泉総理は「備えあ
れば憂いなし」というス

有事3法知る会 34名が参加

弁護士 福富美穂子



署名ありがとうございました

6月11日、松戸市民会館で当事務所主催の有事法制学習会が開かれました(写真)。佐藤謹造弁護士を講師に迎え、大変分かりやすいお話しに、参加者34名は熱心に聞いていました。鋭い質問や意見も飛び出し、皆さんの関心の高さが窺えました。

ローガンを掲げています。しかし、これは昨年のテロなどによる国民の不安を利用したまやかしでしかありません。

北海道の自衛隊が、ある時、札幌に外國の軍隊が攻め込んできた場合、國民をどうするか、というミスリーニングを行なうそうです。

選択肢として、①全員を先頭に参加させる②全員をどこかへ避難させる③住民は無視する、という3つが考えられます。若者男女の市民が100万人いるのですから、どれも非現実的だとして、検討をやめてしまったようです。

つまり、国内で「有事」が発生した場合、「國民の生命や財産を守る」という目的と、有事の対応とは、全く対立しないということなのです。戦前を見れば明らかのように、有事になれば市民は戦争に強制的に協力させられ、土地は勝手に使用され、病人や老人子供は邪魔扱いされるのです。

現在片山総務大臣は、市民を直接守る組織となるのは、町内会などの自

治会だ、と国会で答弁しました。もろすでに、國民を守るのは民間任せ、というのは、國民一人一人の生命や安全ではないのであり、「備えあれば憂いなし」という議論は「國民を守る」という点では、現実の有事に対しても、空論でしかないのです。

Q. それなら、どうすればいいの？

軍事的紛争になる前に、外交的手段でその芽をできるだけ早い段階でつぶしてしまうことです。これは少しも非現実的なことではありません。

Q. 有事法制は成立しないから大丈夫では？

今国会では有事法制は成立しませんでした。こ

れで安心するのはまだ早い！

与党は法案を「廃案」ではなく「継続審議」にしました。まだ、次回の国会に火種が残っています。

平和を維持するための外交は、創造性を發揮すれば、いくらでも手段があるはずです。初めからあります。有事ありき、という考え方では、かえって有事を招きやすくなることになります。

我が国は、平和憲法の理念を生かすことなく、アメリカと軍事的協力を結んで、自ら軍事的緊張を増大させるような外交をばかりやっています。このような姿勢こそ改めるべきです。

また、野党も一枚岩ではありません。新聞によると、民主党の岡田議員は、「有事法制が必要」という点は与党と一致している」と発言しています。売上機で失敗した政府が再び消費税を成立させたように、次も必ずあります。是非とも有事法制の根を絶たなければなりません。

4年間という長い間、事務所の「顔」を勤めた最後まで実年齢の全く分からぬ「バツフルな活躍ぶりに、事務所が何度も救われました。長い間本当にありがとうございました」とおっしゃいました。

4月末で退所していただいた池本さん、が、4月に退所されました。最後まで実年齢の全く分からぬ「バツフルな活躍ぶりに、事務所が何度も救われました。長い間本当にありがとうございました」とおっしゃいました。

池本さんより

この事務所で働いた4年間、行くのが嫌だと思つたことは一日もありませんでした。同時に、人の生き方について、深く学ぶことができました。この事務所で働けたことにとても感謝しています。

これからは、若い人たちがどんどん育つて、事務所がますます発展することを願っております。

4月末で退所

憲法学習会

出前で講師やります

気軽にどうぞ！



赤間理英

新人事務局員（パート） より ひとこと



桜田博子



鹿戸浩子



池本弘美さん（受付）が
4月末で退所

この事務所で働いた4年間、行くのが嫌だと思つたことは一日もありませんでした。同時に、人の生き方について、深く学ぶことができました。この事務所で働けたことにとても感謝しています。

これからは、若い人たちがどんどん育つて、事務所がますます発展することを願っております。

4月末で退所していただいた池本さん、が、4月に退所されました。最後まで実年齢の全く分からぬ「バツフルな活躍ぶりに、事務所が何度も救われました。長い間本当にありがとうございました」とおっしゃいました。

池本さんより

この事務所で働いた4年間、行くのが嫌だと思つたことは一日もありませんでした。同時に、人の生き方について、深く学ぶことができました。この事務所で働けたことにとても感謝しています。

これからは、若い人たちがどんどん育つて、事務所がますます発展することを願っております。

4月末で退所

この事務所で働いた4年間、行くのが嫌だと思つたことは一日もありませんでした。同時に、人の生き方について、深く学ぶことができました。この事務所で働けたことにとても感謝しています。

これからは、若い人たちがどんどん育つて、事務所がますます発展することを願っております。

4月末で退所していただいた池本さん、が、4月に退所されました。最後まで実年齢の全く分からぬ「バツフルな活躍ぶりに、事務所が何度も救われました。長い間本当にありがとうございました」とおっしゃいました。

池本さんより

この事務所で働いた4年間、行くのが嫌だと思つたことは一日もありませんでした。同時に、人の生き方について、深く学ぶことができました。この事務所で働けたことにとても感謝しています。

これからは、若い人たちがどんどん育つて、事務所がますます発展することを願っております。

4月末で退所

